

# QandA よくある勘違い

Q.1

ええええ!?

駐車中に当て逃げやいたずらされたのも借りた人の責任になるの？

A.1

なります。

レンタカー会社が車を貸渡した時点で車の管理責任は借受けた人にあります。当て逃げ・飛び石・いたずらなど、不可抗力や貰いの事故でも借受人さまの責になります。車両貸渡契約は、通常の使用に際し起こる摩耗や減滅を除き車両を貸渡した状態で返却していただく契約内容です。

Q.2

事故修理費が10万以上なら10万払わなくてよくなってお得じゃね？

A.2

修理費の自己負担額は上限10万円です。お得じゃありません。

車両保険の免責額＝修理費自己負担上限額です。保険会社にとって保険金支払いが10万円免責という意味です。修理費が10万円を超えた事故でも10万円負担は発生します。

Q.3

事故しちゃったけど、警察呼ばないで話付けてきたけどいいよね！  
あと修理してきたから払っという。

A.3

よくありません。お金は払いません。

当社があずかり知らない事故の示談や取り決めや申し合わせには一切従いません。その取り決めを無しにするなどの後処理は取り決めた人が行ってください、揉めても知りません。承諾なき立替金も基本払いません。